

Ⅶ 詳細仕様検討結果

端末

航空
海上

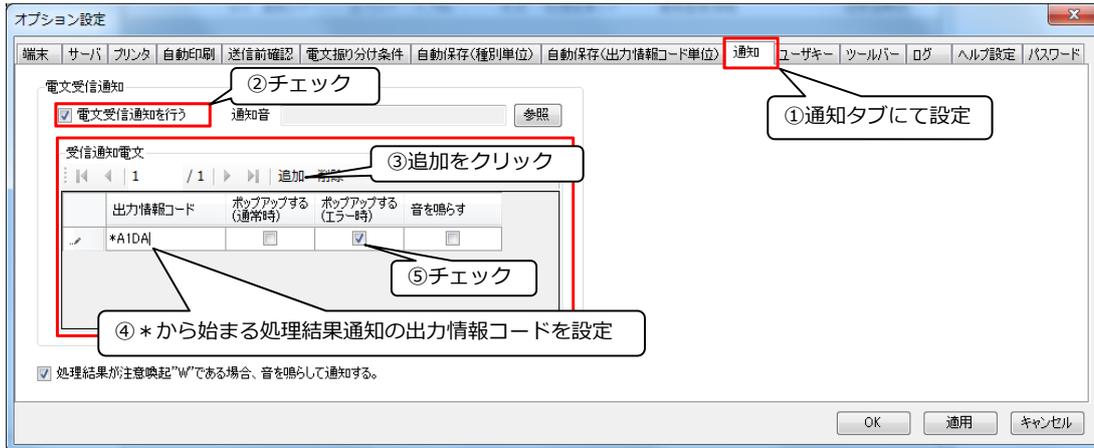
第15回
WG

基本
IV-6-他

搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（2）

詳細仕様検討結果

パッケージソフトにおけるポップアップ機能の設定方法



項目	説明
出力情報コード	通知対象とする電文の出力情報コードを指定する。
ポップアップする（通常時）	指定の出力情報コードの電文を受信した際にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
ポップアップする（エラー時）	指定の出力情報コードの電文が処理結果通知電文（出力情報コードが*から始まる）であり、当該電文の処理結果コードにエラーが含まれる場合にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
音を鳴らす	受信した際に音で通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 WG	基本 Ⅲ-4	システム制限値（DB保存期間）の見直し
----	----------	------------	-----------	---------------------

- ・ 航空海上申告情報及び海上貨物情報について、以下のとおりシステム制限値（DB保存期間）の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	情報名	航空 海上	データ保存起算の契機	起算日	現行 ※1	次期 ※1	対応理由
1	輸出申告 ※2	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告 ※3	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物	海上	「積荷目録提出（DMF）」 業務実施時	入港年月日	*6日	*14日	台風等でスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により 搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	*6日	*14日	1B/L複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にDOR業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（ECR）」 業務実施時	搬入予定日	*7日	*14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	海上	①DMF業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録 （CLR）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②CLR業務実施日	*6日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	航空 海上	「修正申告事項登録（AMA）」 業務実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更 正請求	航空 海上	「関税等更正請求事項登録 （KKA）」業務実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動 車	航空 海上	「輸出自動車情報登録（MOA）」 業務実施時	業務実施時	4日	10日	詳細仕様の検討において追加。

※1：*印は日曜・祝日を除く日

※2：別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。

※3：移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品蔵入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大（1）
-----	----------	------------	-----------	--------------------

- ・ WebNACCS処理方式についてその対象業務の拡大を図るとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。

詳細仕様検討結果

- ・ 第6次NACCSにおいては、WebNACCS対象業務として、既存の「利用者情報登録（URY）」業務等の他に、
 - ・ 入出港関連業務（海上）
 - ・ 利用頻度の高い照会業務（航空・海上）
 - ・ 第6次NACCSにおける新規業務で、WebNACCS処理方式が馴染むもの（航空・海上）

を追加する（詳細は次ページ以降を参照）。

なお、既存の対象業務である、動物検疫・植物検疫関連業務については引き続き対象業務とするが、バンブール業者向け業務及び電子決済関連業務については、今後も利用が見込めない、第6次NACCSにおいて業務自体が廃止される等の理由により、対象業務から除外する。

- ・ Webインターフェースについては、PC、タブレット及びスマートフォンにおける利用を検討するが、スマートフォン用に特化した画面の提供については実施しない。
- ・ 上記端末の利用については、現行NACCSと同等以上のセキュリティ（注）の確保を前提とする。

なお、具体的なセキュリティ対策については、ネットワーク提供ベンダーの決定を待って検討を進めることとし、検討の結果、端末の種類によってはセキュリティの確保が困難と判断されるケースも考えられるが、その場合は、一部端末の利用を認めないこととする。

（注）少なくとも、netNACCSにおいて採用している、デジタル証明書相当、利用者ID及びパスワードによるセキュリティレベル以上のセキュリティ



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大(2)
-----	----------	------------	-----------	--------------------

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務(海上入出港関連業務)

業務名	現行 コード	Web NACCS	業務名	現行 コード	Web NACCS	業務名	現行 コード	Web NACCS
船舶基本情報登録	VBX	WBX	入港届等B呼出し	VIT11※	WIT	出港届等呼出し(内航船)	JOT11※	WOT
船舶基本情報訂正	VBY	WBX	移動届	VMR	WMR	入港料減免・還付申請	KIT※	WER
船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	WBX	移動届呼出し	VMR11	WMR	入港料減免・還付申請呼出し	KIT11※	WER
船舶運航情報登録	VTX01	WBX	出港届等	VOX	WOT	船舶運航動静通知	KMT※	WER
乗組員情報登録	VTX02	WBX	出港届等呼出し	VOX11	WOT	船舶運航動静通知呼出し	KMT11※	WER
旅客情報登録	VTX03	WBX	出港届等B	VOT※	WOT	海側施設使用許可申請	KST※	WST
船用品情報登録	VTX04	WBX	出港届等B呼出し	VOT11※	WOT	海側施設使用許可申請呼出し	KST11※	WST
船舶運航情報登録呼出し	VTX11	WBX	入出港届等照会	IVS	WVS	陸側施設使用許可申請	KLT※	WLT
乗組員情報登録呼出し	VTX12	WBX	船舶基本情報登録(内航船)	JBX※	WBX	陸側施設使用許可申請呼出し	KLT11※	WLT
旅客情報登録呼出し	VTX13	WBX	船舶基本情報訂正(内航船)	JBY※	WBX	ファイル申請	KFT	WFT
船用品情報登録呼出し	VTX14	WBX	船舶基本情報訂正呼出し(内航船)	JBY11※	WBX			
入港前統一申請	VPX	WPT	入港前統一申請等(内航船)	JPT※	WPT			
入港前統一申請呼出し	VPX11	WPT	入港前統一申請等呼出し(内航船)	JPT11※	WPT			
入港前統一申請B	VPT※	WPT	入港届等(内航船)	JIT※	WIT			
入港前統一申請B呼出し	VPT11※	WPT	入港届等呼出し(内航船)	JIT11※	WIT			
入港届等	VIX	WIT	移動届(内航船)	JMR※	WMR			
入港届等呼出し	VIX11	WIT	移動届呼出し(内航船)	JMR11※	WMR			
入港届等B	VIT※	WIT	出港届等(内航船)	JOT※	WOT			

注：現行コードに※の付与されている業務には、第6次NACCSではパッケージソフトによる提供は行わない。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大(3)
-----	----------	------------	-----------	--------------------

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務(その他)

空海	業務名	現行 コード	Web NACCS	空海	業務名	現行 コード	Web NACCS
海	貨物情報照会	ICG	ICGOW	空	輸入貨物情報照会	I AW	I AWOW
	コンテナ情報照会	ICN	ICNOW		輸出貨物情報照会	IGS	IGSOW
	積荷目録状況照会	IMI	IMIOW		混載貨物仕立状況照会	IMA	IMAOW
	輸入申告等照会	IID	IIDOW		輸入申告等照会	IID	IIDOW
	輸出申告等照会	IEX	IEXOW		輸出申告等照会	IEX	IEXOW
	輸入申告等一覧照会	IDI	IDIOW		輸入申告等一覧照会	IDI	IDIOW
	輸出申告等一覧照会	IES	IESOW		輸出申告等一覧照会	IES	IESOW
	とん税等納付申告	TPC	WPC	空海	包括保険仮事項登録	HHA	HHAOW
	不開港出入許可申請	CPC	WCP	空海	包括保険仮事項登録呼出し	HHB	HHBOW
	船舶コード照会	IVK	WVK	空海	包括保険仮登録	HHC	HHCOW
	船舶管理情報照会	IVC	WVC	空海	包括保険照会	IIN	IINOW
	不開港出入許可申請照会	IPP	WPP				
	入出港日別一覧照会	IVD	WVD				
	船舶資格変更届	KPC01	WKC				
	船舶資格変更届呼出し	KPC	WKS				
	船舶資格変更届照会	KKP	WKP				



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通 貨物	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（1）
----------	----------	------------	-----------	--------------------------

- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする。（海上／航空システム間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供する。）

詳細仕様検討結果

- NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、航空貨物を海上システムで処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、本来のメリットが損なわれる状況となっている。
- 現在、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。等を踏まえ、第6次NACCSでは以下のとおり変更を実施する。

- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとする。
- イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。
 - 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
 - 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

海上／航空システム間で情報連携を行うための 新規業務の概要（業務フローは次頁を参照）

業務コード等	CHG11：貨物情報切替登録呼出し（入力者：CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	①新規登録時の呼出し：海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ②訂正・取消の呼出し：CHG業務にて登録した航空貨物（AWB番号）を入力して、情報を呼出す。
業務コード等	CHG：貨物情報切替登録（入力者：CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	①新規登録：輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については『貨物情報切替確認情報（CHH）』業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ②訂正：CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正可能。 ③取消：輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	CHH：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主な機能	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。

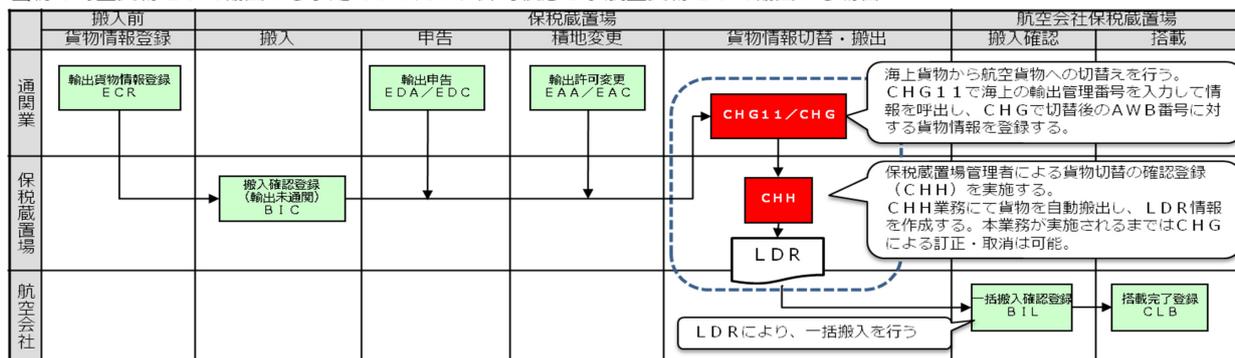


Ⅶ 詳細仕様検討結果

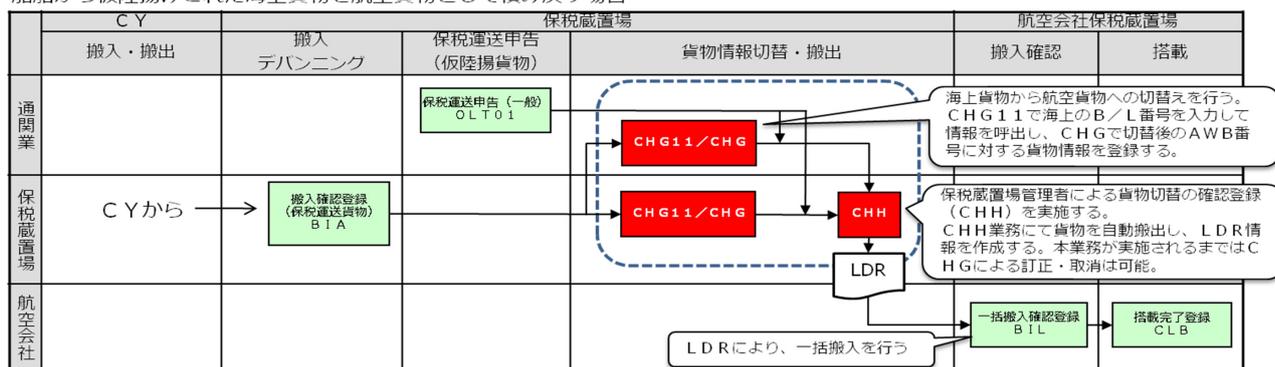
共通 貨物	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（2）
----------	----------	------------	-----------	--------------------------

詳細仕様検討結果

- 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急ぎ航空貨物として輸出する場合



- 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第8回 WG	基本 Ⅳ-4	NACCS専用口座の廃止
----	----------	-----------	-----------	--------------

- NACCS専用口座について平成28年度末までに廃止する。※廃止に伴う留意事項はWG資料参照

詳細仕様検討結果

- NACCS専用口座については、平成28年度末までに廃止する。

1. NACCS専用口座とリアルタイム口座の比較等

(平成27年1月13日現在)

項目	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：44行55支店	銀行：67行全支店 信用金庫：196信用金庫
サービス提供時間（最大※1）	年中 06:00～21:00（※2）	年中 00:00～24:00（※3）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	NACCSによる関税等納付のみ	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略（NACCSから振替完了通知書の出力が可能）

※1 NACCSが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。※2 銀行グループ毎に異なる。

※3 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間を除く。1月1日 20:15～1月2日 05:40 6月、9月の第3日曜日 00:00～05:40

2. NACCS専用口座とリアルタイム口座使用実績比

(平成26年11月6日～平成27年1月13日実績)



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（1）
----	----------	------------	-----------	--------------

- 現行提供するオンライン対象業務のうち、利用実績のないもの等については、第6次NACCSにおいて廃止する。

詳細仕様検討結果

- 以下のオンライン業務については、第6次NACCSにおいて廃止する。

廃止オンライン業務（1）

項番	業務コード	業務名	航空	海上	廃止理由
1	CYB01	システム外CY搬入確認（コンテナ単位）（事前登録）		○	現行システムで利用実績のない業務の廃止
2	CYD11	システム外CY搬入確認呼出し（B/L単位）（事前登録）		○	
3	RPK	船卸予定登録		○	
4	PAY	ペイメント情報照会	○	○	専用口座機能の廃止
5	BAA	口座残高証明額訂正（呼出し）	○	○	
6	BAA01	口座残高証明額訂正	○	○	
7	IBA	口座照会	○	○	
8	DLS05	納付書情報（口座）再出力依頼情報登録・変更	○	○	Web NACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
9	VPT	入港前統一申請B		○	
10	VPT11	入港前統一申請B呼出し		○	
11	VIT	入港届等B		○	
12	VIT11	入港届等B呼出し		○	Web NACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
13	VOT	出港届等B		○	
14	VOT11	出港届等B呼出し		○	
15	JBX	船舶基本情報登録（内航船）		○	
16	JBY	船舶基本情報訂正（内航船）		○	
17	JBY11	船舶基本情報訂正呼出し（内航船）		○	
18	JPT	入港前統一申請等（内航船）		○	
19	JPT11	入港前統一申請等呼出し（内航船）		○	
20	JIT	入港届等（内航船）		○	
21	JIT11	入港届等呼出し（内航船）		○	



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（2）
----	----------	------------	-----------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（2）

項番	業務コード	業務名	航空	海上	廃止理由
22	JOT	出港届等（内航船）		○	WebNACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
23	JOT11	出港届等呼出し（内航船）		○	
24	JMR	移動届（内航船）		○	
25	JMR11	移動届呼出し（内航船）		○	
26	KIT	入港料減免・還付申請		○	
27	KIT11	入港料減免・還付申請呼出し		○	
28	KMT	船舶運航動静通知		○	
29	KMT11	船舶運航動静通知呼出し		○	
30	KST	海側施設使用許可申請		○	
31	KST11	海側施設使用許可申請呼出し		○	
32	KLT	陸側施設使用許可申請		○	
33	KLT11	陸側施設使用許可申請呼出し		○	

項番	業務コード	業務名	航空	海上	廃止理由
34	JSS	申請状態確認		○	IVS（入港届等照会）業務との統合に伴う廃止
35	CRW01	届出申請一覧呼出し		○	
36	CRW02	届出申請情報照会		○	
37	RSS	空コンテナ引取予定情報通知		○	PUR業務を提供
38	RST	空コンテナ引取予定確認情報通知		○	PUA業務を提供
39	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）		○	現行ACL03業務（新ACL01業務）への統合に伴う廃止
40	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）		○	現行ACL04業務（新ACL02業務）への統合に伴う廃止
41	SIR	船積指図書（S/I）情報登録		○	現行SIR02業務（新SIR業務）への統合に伴う廃止
42	SIR01	船積指図書（S/I）情報登録（国際連携）		○	



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（3）
----	----------	------------	-----------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（3）

項番	業務コード	業務名	航空	海上	廃止理由
43	EIR	S/I情報登録	○		現行EIR02業務（新EIR業務）への統合に伴う廃止
44	EIR01	S/I情報登録（国際連携）	○		
45	IVA	インボイス・パッキングリスト情報登録	○	○	現行IVA02業務（新IVA業務）への統合に伴う廃止
46	WBI	SWB確定通知		○	決済機能の廃止
47	WBI11	SWB確定通知呼出し		○	
48	WBS	SWB情報通知		○	
49	IWB	SWB情報照会		○	
50	IIS	SWB請求情報一覧照会		○	
51	PAS	支払選択登録		○	
52	PAS11	支払選択登録呼出し		○	

項番	業務コード	業務名	航空	海上	廃止理由
53	IPS	電子決済情報照会		○	ACL/CYサブWGにて廃止を合意（今後利用が見込めない）
54	ACT	請求情報登録		○	
55	ACT11	請求情報登録呼出し		○	
56	IAI	請求情報一覧照会		○	
57	IAT	請求情報照会		○	
58	CRW03	乗員上陸許可申請		○	入港前統一申請業務との統合に伴う廃止



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-12-他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（1）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

- ・ 第6次NACCSの機能変更に伴い、不要となる管理資料及び利用されていない管理資料を廃止する。
- ・ 一部管理資料について配信日の変更を実施する。
- ・ 外部媒体による提供を廃止する。

詳細仕様検討結果

1. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて廃止する。

項番	業務 仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	周期	配信先	廃止理由
1	I 0 7	納付書集計データ	○			日報	銀行	専用口座の廃止に伴う廃止
2	I 0 8	連記式領収済通知書情報	○			日報	銀行	
3	I 0 9	連記式領収控情報	○			日報	銀行	
4	I 1 0	歳入金等受入報告表情報	○			日報	銀行	
5	I 1 1	口座振替用納付書送付書情報	○			日報	銀行	
6	J 0 2	電子決済入金予定データ（請求者用）	○			半月報	船会社他	決済機能廃止
7	S 0 5	仕向地別混載仕立実績データ		○		月報	混載業	利用されていない
8	S 0 9	貨物取扱実績データ（荷送人別）		○		月報	航空代理店	
9	S 1 0	貨物取扱実績データ（航空会社別）		○		月報	航空代理店	
10	S 1 1	貨物取扱実績データ（営業所別）		○		月報	航空代理店	
11	S 1 2	搭載完了AWBデータ		○		日報	航空代理店	
12	T 0 6	BREAK BULK MONTHLY REPORT		○		月報	混載業	

（注）上記管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録（UKS）」業務についても変更を行うこととなる。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-12-他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（2）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

詳細仕様検討結果

2. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて配信日を「毎月1日」に変更する。

項番	業務 仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	現行配信日	次期配信日
1	G 0 3	保税運送申告一覧データ			○	2日	1日
2	G 0 4	貨物取扱等実績データ			○	2日	
3	G 0 6	船積確認事項登録実績データ			○	4日	
4	G 1 1	卸コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
5	G 1 2	積コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
6	H 0 1	輸出申告一覧データ	○			4日	
7	H 0 2	輸出貨物許可承認等実績データ			○	2日	
8	I 5 1	輸入申告一覧データ	○			3日	
9	I 5 2	輸入貨物許可承認等実績データ			○	2日	
10	T 0 7	搬出貨物統計データ（輸入）		○		2日	

3. 管理資料の外部媒体提供の廃止

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前6MB、圧縮後1MB）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信しているが、第6次NACCSにおいては、原則、以下のとおりとする。

- ① 外部媒体の運用を廃止する。
- ② ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-8	業務名称の変更
----	----	------------	-----------	---------

- ・ 現在提供している業務について、業務実態に合わない業務名があるため、業務実態を反映した名称に変更する。

詳細仕様検討結果

以下のオンライン業務について、「第6次NACCS」欄に記載のとおり、業務名称を変更する。

項番	現行NACCS		第6次NACCS	
	業務コード	業務名	業務コード	業務名
1	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL01	ACL情報登録（コンテナ船用）
2	ACL03	船積確認事項登録（コンテナ船用）（SWB用）		
3	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL02	ACL情報登録（在来船・自動車船用）
4	ACL04	船積確認事項登録（在来船用）（SWB用）		
5	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL11	ACL情報登録呼出し
6	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL12	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し
7	I AL	船積情報照会	I AL	ACL情報照会
8	I AC	船積情報登録状況照会	I AC	ACL情報登録状況照会
9	NVC01/02	混載貨物情報登録	NVC01/02	ハウスB/L貨物情報登録
10	NVC11	混載貨物情報登録呼出し	NVC11	ハウスB/L貨物情報登録呼出し
11	I NV	混載貨物情報照会	I NV	ハウスB/L貨物情報照会



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（1）
----	----------	------------	-------------	----------------------

- ・ 現在、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には、JASTPROコードまたは税関発給コードを入力しているが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、更改後は「法人番号」を入力することとする。また、法人番号導入に伴い、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」のあり方についても検討する。

詳細仕様検討結果

- ① 法人番号が付与されている輸出入者に係る輸出入申告等においては、「輸出入者コード」欄に、当該輸出入者の「法人番号」を入力することを必須とする。なお、個人や法人番号が付与されていない者の場合の取扱いは現行どおりとする。
注：法人番号とは、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づいて、国税庁が法人・団体の識別番号として指定・通知する13桁の番号をいう。
- ② 「輸出入者コード」欄へ入力する法人番号は、支店・営業所等の判別を可能とするため、法人番号「13桁」に支店番号「4桁」を足した「17桁のNACCS用輸出入者コード」とする。ただし、支店番号を持たない場合には、「13桁」の入力を可能とする（継続検討事項）。
注：支店番号「4桁」については、決定ではなく、今後変更となる可能性がある。また、NACCSで利用する法人番号の提供方法等は、今後検討する。
- ③ NACCSが提供する業務において、「輸出入者コード」の入力を要する全ての業務について、原則として17桁（桁数は変更の可能性有り）のコードを入力可能とする仕様変更を実施する（関係省庁手続については、調整中）。
- ④ 法人番号が入力された場合は、これまでと同様に会社名・住所等の自動補完を可能とするサービスの提供についても検討する。また、包括評価、担保、口座番号等、現在登録済みの情報については、次期においても引き続き継続して利用可能となるような措置を検討する。
- ⑤ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」欄について、見直しの要否も含めて検討する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

1. 輸入者欄は法人番号「13桁」+支店番号「4桁」の「17桁」を入力する（継続検討事項）。

法人番号を13桁+支店番号4桁（支店番号が無い場合は「0000」をシステムで自動補完）で入力

※（例）IDA入力画面

2. 現在、「識別符号」欄への入力は下記のとおりとなっているが、法人番号導入に伴い見直しの要否も含めて検討する。

現在は下記の業務のみ識別符号の入力を必須としている。

1. 「輸入申告事項登録（IDA）」
※申告等種別「Y」のみ
2. 「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」

現状における識別符号
1. 個人から個人宛の荷物
2. その他
のいずれかを入力

※（例）IDA入力画面

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）-参考1-
----	----------	------------	--------------	---------------------------

詳細仕様検討結果

財務省関税局・税関

**平成29年10月から、税関長に提出する
輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における
「法人番号」を記載していただく予定としております。**

- 平成29年10月（※）から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。
（※）平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。

（参考1）「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。

（参考2）輸出入申告以外の税関手続きについても、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。

- JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバー-HP
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

注意:マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）-参考2-
----	----------	------------	--------------	---------------------------

詳細仕様検討結果

参 考

- ▶ 平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「番号法整備法」という。）が公布
⇒番号法整備法において「国税通則法第124条」を以下のとおり改正

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、**調書**その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所及び**番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）**を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 （略）

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

- ▶ 平成27年4月3日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」が公布
⇒ マイナンバー法の施行期日は平成27年10月5日とし、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日は平成28年1月1日とする。

- ▶ 輸出入申告において申告すべき事項は、関税法施行令第58条（輸出申告の手続）、第59条（輸入申告の手続）に規定されており、申告事項のうち「住所」等は「その他参考となるべき事項」として関税法基本通達、税関様式基本通達において規定されている。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	荷主業務と後続業務の連携強化（1）
----	----------	------------	--------------	-------------------

- ・「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務等の荷主業務と後続業務の連携強化を図るための改善を実施する。

詳細仕様検討結果

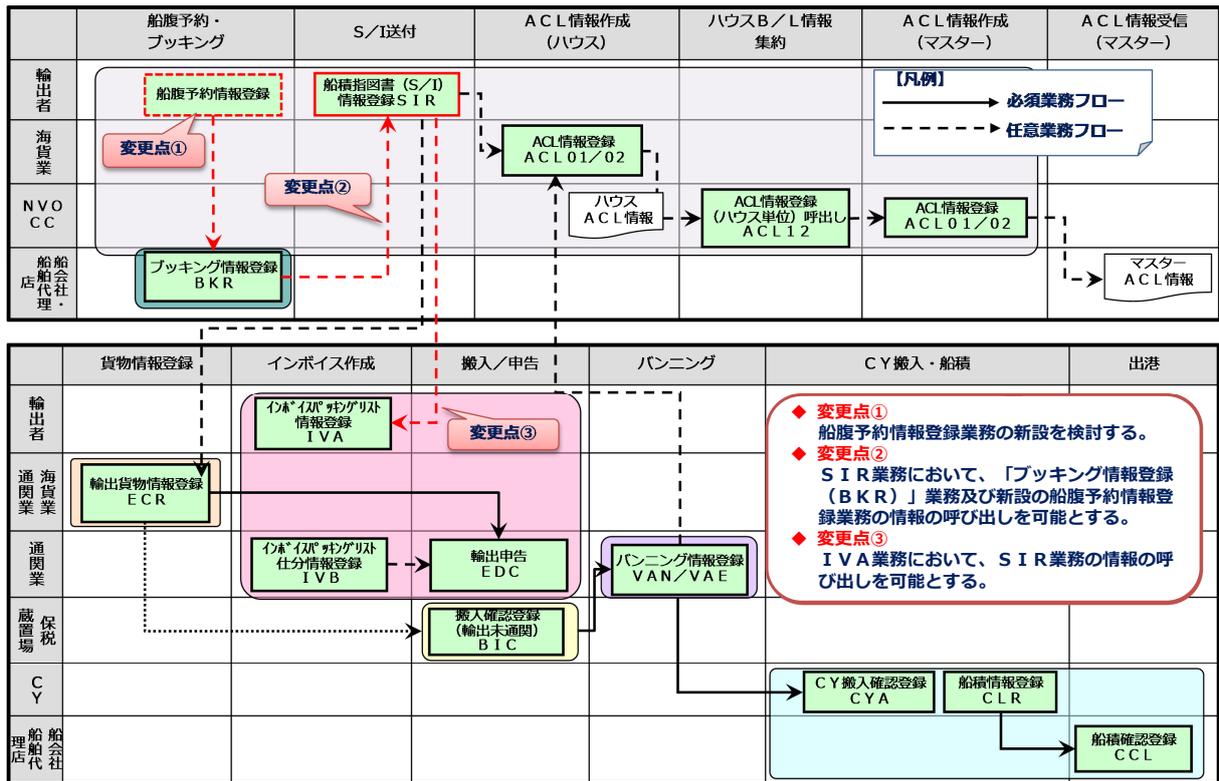
	航空 海上	検討項目	詳細仕様
1	海上	SIR業務と後続業務との業務フローの再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上における輸出については、「B/L関連」と「申告関連」を別の業務フローとして整理する。 ・ 「B/L関連」については、SIRをACLの上流情報と位置付け、SIRの項目はACLの項目に原則として合わせる。（SIRをACLの先行業務として必須化するものではない。） ・ 「申告関連」については、ECR-EDA（一部：IVA-IVB-EDA）を基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。 ・ SIRの情報のうち、ECR、IVAに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。（IVA業務時にSIRから情報を呼出す新規機能を追加）
2	海上	SIR業務と船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ブッキング情報登録（BKR）」業務の項目のうち、SIRに流用可能な項目について、呼出しを可能とする。 ・ BKR業務の先行業務として「船腹予約情報（荷主→船会社等）」登録業務の新設を検討する。
3	海上	IIR業務と後続業務の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「輸入指示書登録（IIR）」業務と「輸入申告事項登録（IDA）」業務等との連携を可能とする。 ⇒IIR業務で送信される「荷主リファレンス番号」、「荷主セクションコード」について、IDA業務で流用可能とする見直しを実施する。
4	航空 海上	IVA業務の位置づけと情報連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ IVA業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。（商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用として利用は引き続き視野に入れる。） ・ PAA（Pan Asian e-Commerce Alliance）*フォーマットへの準拠は継続する。 （※PAA：東/南東アジア地域において、電子商取引又は貿易関連のシステムの構築・運用を通じて各種サービスを提供する事業者が集まった企業アライアンス） ・ SIRの項目のうちIVAで利用可能な項目については、呼出しを可能とする（新規機能）。 ・ IVA業務の荷主以外の利用については、継続検討とする。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	荷主業務と後続業務の連携強化（2）
----	----------	------------	--------------	-------------------

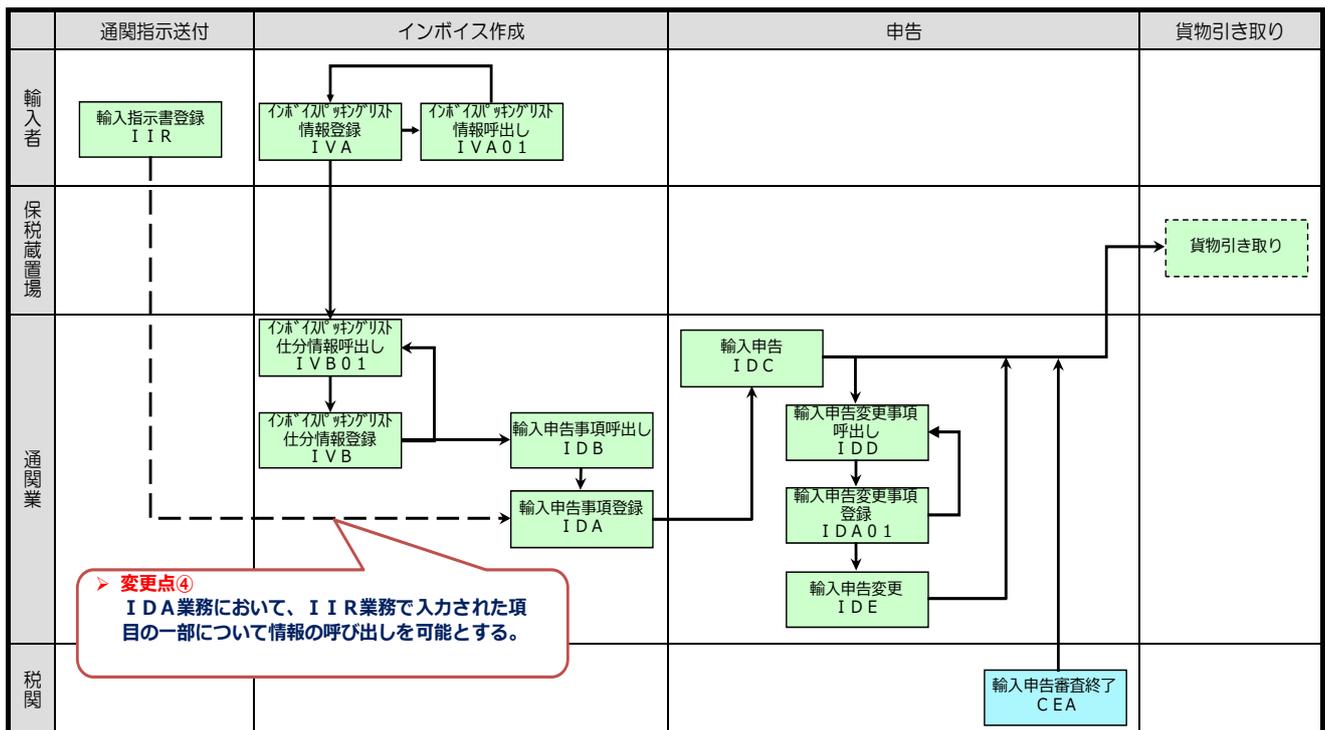
詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	荷主業務と後続業務の連携強化（3）
----	----------	------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	関係省庁用の汎用的な添付業務の新設（1）
----	----------	------------	-----------	----------------------

- 第6次NACCSにおいては、関係省庁（通関関係）用として、汎用的に利用可能となる添付業務を提供する。

詳細仕様検討結果

関係省庁（厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所）に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として「関係省庁添付登録（MSF）」業務を新設する。

【業務名】

- ・MSF01：関係省庁添付登録（検疫所（食品））
- ・MSF02：関係省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

【業務概要】

1. 関係省庁向けの届出・申請事項登録業務実施後に、当該届出・申請に係る添付ファイルを送付する。
2. 本業務で送付した添付ファイルを変更する場合は、本業務で変更ファイルを含む全添付ファイルを削除後、全ファイルを再度添付する。

▶添付対象となる届出・申請事項登録業務

項番	業務コード	対象業務	添付業務コード	備考
1	I F A	食品等輸入届出事項登録	MSF01	輸入食品監視支援関連業務
2	I L A	輸入畜産物検査申請事項登録	MSF02	動物検疫関連業務
3	E M A	輸出畜産物検査申請事項登録		
4	I O A	輸入動物検査申請事項登録		
5	E O A	輸出動物検査申請事項登録		
6	I Q A	輸入犬等検査申請事項登録		
7	I Q A 0 1	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）		
8	E Q A	輸出犬等検査申請事項登録	MSF02	植物検疫関連業務
9	I P A	輸入植物検査申請事項登録		
10	E P A（仮）	輸出植物検査申請事項登録	MSF02	
11	S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	MSF01/MSF02	

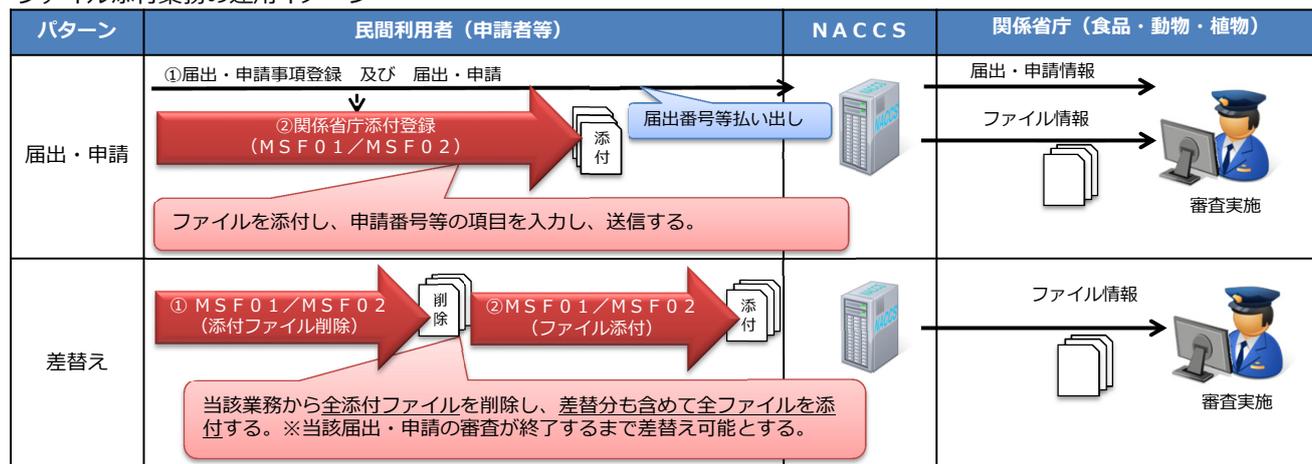


Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	関係省庁用の汎用的な添付業務の新設（2）
----	----------	------------	-----------	----------------------

詳細仕様検討結果

・ファイル添付業務の運用イメージ



▶添付ファイル等の仕様

最大添付可能ファイル数	5※
1業務当たりの最大添付ファイルサイズ	5MB※
添付ファイルの差替え	添付ファイル削除後、全て再添付
届出・申請事項登録時の入力	なし
申告情報等とのリンク	あり
届出・申請の変更時（申告番号の末尾が繰り上がった場合）の引継ぎ	あり

※なお、MSF02（動物検疫所）の添付可能ファイル数および添付ファイルサイズの最大値は実施業務による。

